

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和五年十月二十六日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の 名称	取消年月日
秋田 恵	無所属秋田めぐみ	四、八、一一
奥津 勝子	おくつ勝子後援会	五、七、一六
木下 義裕	木下義裕後援会	五、八、二一
小長井哲也	こながい哲也後援会	五、八、二一